

6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分に取った上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

1 段階的な学校再開について

(1) 日程

- ・ **第一期** 6月 1日（月）～12日（金） **分散登校による少人数での半日程度の短時間授業**
8：25 登校完了（個別登校）
12：10 下校 給食なし
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業を行います
- ・ **第二期** 6月15日（月）～30日（火） **学級での半日程度の短時間授業**
8：25 登校完了（登校班による集団登校）
12：10 下校 給食なし

(2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- ・ こまめな換気の徹底
- ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ・ 近距離での会話や大声での発声への配慮
- ・ 飛沫飛散防止のためのマスク着用（予備があれば持たせてください）
- ・ 手洗い等の励行を指導

など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で職員による消毒を実施し、教育活動を行います。

2 第一期の分散登校について

(1) グループ分け

- 学級を「A」と「B」の2つのグループに分けて教育活動を行います。
- グループ分けは、兄弟姉妹関係を考慮たうえで、おおむね名前順に2つに分けます。
- グループは、郵送にてお知らせします。28日（木）までに届かない場合は、ご連絡ください。
- 登校日 Aグループ 1日（月） 3日（水） 5日（金） 9日（火） 11日（木）
Bグループ 2日（火） 4日（木） 8日（月） 10日（水） 12日（金）

(2) 登校の仕方

- 感染拡大防止のため学級を2つに分けることで、第一期は通常の登校班が編制できません。この期間の登校は登校班ではなく、個別登校とします。
- いくつかのポイントに職員が立ち、安全確認を行います。
- 8：05から8：20までに登校できるようにご配慮ください。
- 1年生などで登校に不安のある場合は、お子さんと一緒に登校していただいで構いません。

3 持ち物等について

- 健康観察票 ○マスク ○ハンカチ・ティッシュ ○筆記用具 ○上履き
- 登校初日の持ち物は、後日掲載する学校だよりをご覧ください。

4 児童の健康状態の把握について

学校再開にあたり、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を印刷し登校時に持たせてください。印刷できない場合は学校にてお渡しします。

なお、登校後、児童の発熱を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じます。

5 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 第一期は1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合に「緊急受入れ」を実施します。なお、「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。受入れは、8：25～12：00です。
第二期は「緊急受入れ」は実施しませんが、放課後キッズクラブ（利用区分2）や放課後児童クラブ等に登録しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合にご相談ください。
- 7月以降の教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。
- 感染の可能性を考え、学校を休ませたいとお考えの場合は、学校までご相談ください。
- 医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患のあるお子さんの保護者の方は、主治医等と相談するなどし、登校のご判断をお願いします。医師との相談等により出席を見合わせる場合は、「出席をしなくてもよい日」となります。